除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、組合は、その請求者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

［4　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

［一～三　略］

四　地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四に規定する事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた年月日

［五・六　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年七月二日から施行する。

省　令

総務大臣　野田　聖子

○総務省令第三十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［2・3　略］ 4　法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） ［(1)・(2)　略］ (3)　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。） ［(1)・(2)　同上］ (3)　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）